

戦前期日本の私学における中等教員養成の研究

私立の大学・専門学校と無試験検定——日本大学を事例として

豊田 徳子

はじめに

本稿の目的は、戦前期日本の私学（大学および専門学校）における中等教員養成の実態を明らかにしていくことである。

中等教員とは、中等学校すなわち師範学校・中学校・高等女学校の教員である^①。戦前期においては、教員免許状を持っていないければ、これらの中等学校に有資格教員として就職することができなかった。一九〇〇（明治三三）年三月三十一日、勅令第一三四号をもって教員資格に関する包括的規定である「教員免許令」が制定され、同規定は「特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許状ヲ有スル者ニ非サレハ教員タルコトヲ得ス」^②（第二条）と定めた。免許状は、教員養成の目的をもって設置した官立学校、すなわち高等師範学校と一九〇二年三月二十八日に公布された「臨時教員養成所官制」により文部大臣の指定する帝国大学および直轄学校内に付設された臨時教員養成所の卒業生、教員検定の合格者に授与するものとし、免許状の授与権者を文部大臣とした（第三条）。教員検定は

試験検定と無試験検定とし、教員検定委員が行うとした（第四条）。このように、中等教員になるには免許状が必要であり、その取得には高等師範学校や臨時教員養成所を卒業する方法と教員検定（試験検定・無試験検定）に合格する方法とがあった。

戦前期における中等教員養成に関しては、これまで次のような研究蓄積がなされている。

船寄俊雄『近代日本中等教員養成論争史論——大学における教員養成』原則の歴史的研究』（学文社、一九九八年）は、高等師範学校存廃論争と師範大学論争を通して、中等教員養成をめぐる高等師範学校と帝国大学との確執・対立関係を分析し、戦前期における中等教員養成制度の特質を明らかにしたものである。川村肇「東京帝国大学教育学科の講座増設に関する一研究（一）——中等教員養成史および教育学説史と東京大学」（『東京大学史紀要』一〇号、一九九二年）は、一九一七年一〇月に寺内正毅内閣直属の諮問機関として設けられた臨時教育会議の答申を受けて、東京帝国大学に設

置された教育学科が中等教員養成にどのような役割を果たしたのかを考察したものである。山田浩之『教師の歴史社会学―戦前における中等教員の階層構造』（晃洋書房、二〇〇二年）は、帝国大学と高等師範学校の卒業者を分析対象として、出身階層の違い・学歴による中等教員の地位の格差・中等教員のキャリア形成という三つの視点からその特徴を比較し、中等教員社会における両者の階層構造を明らかにしたものである。また、帝国大学および直轄学校内に付設された臨時教員養成所について、中等教員の「需給調整弁」としての積極的意味を評価した、根生誠「戦前の臨時教員養成所数学科の変遷とその意義について」（『科学史研究』三八巻、一九九九年）、杉森知也「中等教員養成史上における臨時教員養成所の位置と役割」（『日本の教育史学』四三集、二〇〇〇年）がある。

次に、教員検定制度のうち試験検定に関する研究としては、以下のものがある。寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究―文部省教員検定試験と戦前教育学』（学文社、一九九七年）は、特に「教育科」の学科目を対象に試験問題の分析、試験に関わった教育学者、合格者の実態について考察したものである。同じく寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」試験問題の研究―戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習』（学文社、二〇〇三年）は、前出の『「文検」の研究』における対象学科目をさらに拡大し、六種類の試験学科目について試験問題の分析を行い、さらに「受験記」から文検受験者・合格者の実態を明らかにしたものである。

本稿が対象としている無試験検定に関しては、主に制度面を明ら

かにした西村誠「戦前中等教員養成と私立学校―『哲学館事件』にふれて」（『東洋大学紀要』文学部編、二一集、一九六七年）がある。最新の研究成果としては、船寄俊雄・無試験検定研究会編『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』（学文社、二〇〇五年）がある。これは、無試験検定の取扱いを文部大臣に申請後、許可あるいは不許可となる審査の過程を教員スタッフ、カリキュラム、生徒の学力、教育実習・実地教育、施設・設備の観点から「体操科」「地理科」「国語科」などの学科目ごとに分析したものである。

一、私学における「無試験検定」による中等教員養成

先述したように教員免許状は、高等師範学校等の卒業生、試験検定合格者、無試験検定合格者に文部大臣が授与するが、これら三者への免許状授与のうち、その主流となっていたのは無試験検定合格者であった。各年の『文部省年報』によって授与の割合を見ると、一九〇一（明治三四）年度には無試験検定合格者は二六・一％であったが、しだいに高くなっていき二二年度に五四・二％、二六年度に七四・六％となり、翌二七年度には八四・一％を占め、以後は三九年度まで八〇％台の割合となっている。ちなみに、一九二七年度の高等師範学校等の卒業生で免許状を授与された者は七・六％、試験検定合格者は八・三％である。戦前期における中等教員養成については、その特色として「指定学校」や「許可学校」として無試験検定の取扱いを認められた大学および専門学校、特に私立大学に付設さ

れた高等師範部が大きな役割を果たしていたことを指摘できるのである。

無試験検定の制度的研究は行われてきたが、中等教員養成を担った私学の実態はこれまで解明されてこなかった。これを明らかにするためには個々のデータの積み上げが必要であると考え、筆者はこれまで三つの私学を事例として取り上げてきた。指定学校と許可学校のうち、とりわけ許可学校において果たしてどれくらいの合格者を出していたのか。アウトプットの面で教職従事者はどれくらいおり、どのような教育機関に就職していたのか。

以上の観点から、単科の文系学校である東洋大学（主に専門部）と國學院大學（高等師範部）^③、同じく単科の理系学校である東京物理学校（高等師範科）を取り上げた^④。

考察の結果、これら三校ではいずれも一九二〇年代半ばの大正期末から昭和期にかけて、無試験検定による免許状の申請および文部大臣からの免許状の下付数が劇的に増加したことが明らかになった。その理由としては、この時期は①一九二〇年以降の私立の高等教育機関拡大時に入学した多数の学生が卒業する時期に当たっていること、②中等学校への入学志願者数の増大を背景に中等教員の需要が高まっており、中等教員志願者が増大したことが挙げられる。これを受けて無試験検定を認められた私学側は、免許状学科目の拡充や入学定員の拡大、教育・研究面をサポートするための「専修科」や「研究科」を設置するなどして対応していった。文部省側もこの時期には、無試験検定の許可学校の枠を拡大して需要に応じた。

東洋大学の場合、「高等師範部」という名称での設置はなされなかったが、専門部を中心に中等教員養成を重視した教育を行っていた。大学部・専門部（専門学校令による）における最も多い時期の免許状下付数は、一九二九（昭和四）年三月卒業の四二六人、三〇年三月卒業の三七七人、三一年三月卒業の四五六人にのぼった。これは無試験検定を許可された学科の卒業者の七割から八割に当たり、多数の中等教員を養成したことがわかる。こうした、無試験検定による教員養成の急激な量的拡大が、社会問題を引き起こすことになったことも明らかになった。教職に就いた教員の一部について「質の低下」が指摘されるようになったのである。このような状況に國學院大學高等師範部は、率先して修業年限を延長するなど教育内容の充実を図り、質の維持・向上に努めている。文部省側も一九三二年以降、許可学校への学力試験の実施を開始するなどの対応を余儀なくされることになる。しかし、無試験検定については文部省による制度改革を含めた抜本的な施策の実行は、結果的になされずに終わった。また一方の私学側にとって無試験検定は既得権なのであって、これを失うことは経営の「死活」に関わる大問題であった^⑤。

就職状況はどうだったのか。大正期末の一般的傾向としては、第一次世界大戦以降の経済不況と高学歴者人口の増加によって、高等教育機関卒業者の就職難は深刻化していた。ところが、中等教員に限っては例外であった。中等教員の不足状態が続いており、教員志望者は「引っぱり風」であった。しかし一九三〇年代、昭和

四、五年頃になってくると「量産された中等教員の過剰」状況、さらには地方の財政緊縮政策などにより、中等教員の需要が減少して深刻な就職難が続くことになった。この状況が好転してくるのは、一九三五年前後からである。軍需産業を中心とする関連会社や研究所からの需要が増したからであり、特にそれは理系の学校に顕著に表れ厳しい就職難の状況は解消されるに至った。ところがこの時期以降には、東京物理学校を例に見たように、高等師範科を卒業しても教員以外の職に就くことを希望する者が多く出るようになるのであり、この理系の「中等教員離れ」に文部省では臨時教員養成所を増設して対処することになる。

以上、これまでの考察からわかったことは、①無試験検定制度は大正期末（一九二三、二四年）以降、中等教員の免許状取得方法の中心となり、その取扱いを許可された私学は、中等教員の供給源として大きな役割を果たした。②しかし、その養成は長期的な視野に立って供給と需要のバランスを考慮するものではなかったため、次第に「供給過剰」と「質の低下」が問題となっていた。③加えて就職面では、一九二九年から三四年前後には、それまでの状況が一変し需要が減少して深刻な就職難に見舞われることになった。そして、一九三五年前後から次第に回復傾向を見せるようになった、ということである。

単科の無試験検定制許可学校の考察で明らかになった点を押さえながら、今回、取り上げるのは日本大学である。複数の学部を持つ総合大学であり、中等教員を養成する高等師範部を置いていた日本大

学における教員養成について、以下考察していきたい。

二、日本大学における無試験検定制の過程と特色

日本大学は、一八八九（明治二二）年一〇月四日、宮崎道三郎、金子堅太郎、穂積八束らによる法律学校設立の趣旨に賛同した山田顕義（司法大臣）の参画によって設立された「日本法律学校」（一九〇三年「日本大学」と改称）を前身とする。当初は、東京市麹町区飯田町の皇典講究所内に設置された。欧米の諸法学を取り入れつつも、日本独自の法体系の研究および教育を行うことを標榜して開設されたものである（開講は一年後の一九〇一年一〇月）。

官立学校以外の私立学校にも無試験検定を認める一八九九年四月五日の文部省令第二五号を受けて、日本大学はその準備に取りかかった。そして、一九〇一年一〇月二九日に従来の本科と高等専攻科の学科に加えて「中等教育ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル」ための「高等師範科」（一九〇三年九月より「高等師範部」と改称）の設置を認可された。この教員養成課程の新設については、東京法学院（中央大学）、明治法律学校（明治大学）、和仏法律学校（法政大学）などの法律学校と会合を重ねたが、結局、歩調が合わず日本大学が単独で申請を行い実現するに至ったという⁶。私立の法律系学校としては、一八九九年七月七日に許可を受けた東京専門学校（早稲田大学）に次ぐものとなった。

日本大学における教員養成部署＝高等師範部の特色として挙げられるのは、設置以来一貫して夜間授業を続けた点である。大学案

内にも当初から「高等師範部授業ハ凡テ毎日午後四時以後ニ於テ始ム故ニ昼間業務アルモノト雖モ登校ノ便アリ」⁷⁾と記されていた。したがって、自ずと入学学生も一つの傾向を持つことになった。一九一四(大正三)年当時の日本大学評議員・渋谷徳三郎は、高等師範部の現況報告の中で次のように述べている。⁸⁾

高等師範部の主体たる学生の員数は、一学年より三学年までを合せて、正科特科とも凡そ二百余名あり。而してこれ等学生は、十の八九までは小学校其の他の教職に在るか若くは官公衛に奉職するものにして、自ら職務に従事して学資を得つ、学問の研鑽に努むるものなり。さればこの学部之学生は悉く一個の紳士にして妻子あるもの多く、其の学資の如きもこれを父兄より仰ぐが如き薄志弱行の徒は一人もあることなし。これ実に日本大学特にこの学部の一特徴なり。凡そ私立大学の学生といへば、直に官立学校入学試験の落第者を聯想し、其の能力に於て既に劣等なることを思ひ起すを常とするも、この学部之学生は決して然らず、其の能力に於ては官立の大学に進むものに比し毫も軒輊なきも、其の家庭の事情が中学より高等学校を経て大学に進入するを許さざりしものに外ならず。故に其の能力に於ては寧ろ官学の学生に勝るとも劣ることなきものなり。……吾人は夜半高等師範部の講堂に臨み青年否多くは中年の学生が極めて真摯なる態度を以て、電灯の下に講義を傾聴し亦余念なきの情況を見る毎に、悲壯の感ひと胸に迫り落涙を禁ずる能はざるものあり、……

高等師範部の在学生の多くは働きながら学ぶ「苦学生」であり、その年齢層は概して高かったこと、中等教員の免許状取得を目指す小学校教員などの「学問研鑽の場」としての機能を果たしていたことがうかがえる。一九二六年四月一日発行の『帝国教育』には「最近東京市学務局に於いて調査せし東京市男女小学校教員の夜学に通ひ修養せる者の数」が示されている。これによれば「男子の部」の人数は、日本大学四三三、東京物理学校六八、中央大学二三、東京外国語学校一八、東洋大学一六、国民英学舎一六となっており、日本大学が圧倒的な数を占めている。⁹⁾時代が下つた一九三五(昭和一〇)年度の『要覧』においても、高等師範部は「夜間授業制たる事」を特色として謳い「教育者養成機関で夜間授業を為したのは我日本大学高等師範部を以て嚆矢とする」としてその意義を二点挙げている。¹⁰⁾

第一、時間の節約のためである。授業は午後四時十分又は午後五時十分の開始であるから、昼間勉学の機会のない篤学家のために教育の機会均等の門戸を開放したのである。

第二、経済的貢献を為さんがためである。学資に乏しい向学の士も是に因り就学することが出来る。従つて現在我高等師範部千二百名の学生中にはこの恵沢に浴して勉学の機会を得て努力してゐる者が多数である。

高等師範部に第一部(昼間部)が設置され昼夜両方での授業が始まるのは、一九三七年四月以降である。ただし、第一部が置かれたのは、高等師範部の全学科ではなく修身公民科のみであった(後述)。

三、中等教員養成システムと免許状学科目

前項では、高等師範部の設置経緯とその特色について見た。表1は、無試験検定の許可を得た一九〇一（明治三四）年以降の日本大学における学科組織の変遷をまとめたものである。以下、表にしたがって主な変更点を見ていきたい。

まず、表1（1）の高等師範部を見ると、一九〇一年一〇月二十九日に「高等師範科」の設置を認可されると、同日付けで修身法制経済科（修業年限三カ年）について「修身」と「法制及経済」の免許状が許可された。その後、〇三年八月に「専門学校令」による設置を認可され、校名を日本法律学校から「日本大学」に改称した際に高等師範科を「高等師範部」とした。

一九一〇年三月には、師範研究科の設置が認可された。これは無試験検定の不合格者のために設置したもので、修業年限は一カ年である。修了者には、学科と同様「修身」と「法制及経済」の免許状が許可された。一九二〇年六月、これまで高等師範部は修身法制経済科の一学科のみであったが、新たに国語漢文科を開講し二四年一二月二七日付けで二五年三月以後の卒業者に対して「国語」と「漢文」の免許状が許可された。

一九二六（大正一五）年四月からは、さらに地理歴史科と英語科を新設し四学科構成となった。一九二九年六月一日付けで地理歴史科には「歴史」と「地理」、英語科には「英語」の免許状が許可された。なお、同年三月一三日付けで、学科の増設と入学志願者の増加を理由に、修身法制経済科三〇〇人→三六〇人、国語漢文科二五〇人

表1 日本大学における中等教員養成システム 1901(明治34)年9月～1943(昭和18)年3月

(1) 高等師範部（高等師範科を含む）

学科組織変更年月	学 科 名	主な変更内容
1901(明34). 10～	高等師範科③ 修身法制経済科	高等師範科を設置 夜間授業
1903(明36). 8～	高等師範部③ 修身法制経済科	高等師範科を高等師範部と改称
1910(明43). 4～	高等師範部③ 修身法制経済科 師範研究科①	高等師範部に師範研究科を設置
1920(大9). 4～	高等師範部③ 修身法制経済科・国語漢文科 師範研究科① 修身法制経済科	国語漢文科を設置 (1920年6月開講)
1926(大15). 4～	高等師範部③ 修身法制経済科・国語漢文科 地理歴史科・英語科 師範研究科① 修身法制経済科	地理歴史科と英語科を設置
1930(昭5). 4～	高等師範部③ 修身法制経済科・国語漢文科 地理歴史科・英語科 師範専修科① 修身法制経済科・国語漢文科 地理歴史科・英語科	師範研究科を師範専修科と改称し(2月)、修身法制経済科のほかに、国語漢文科、地理歴史科、英語科の師範専修科を設ける
1934(昭9). 4～	高等師範部③ 修身公民科・国語漢文科 地理歴史科・英語科 師範専修科① 修身公民科・国語漢文科 地理歴史科・英語科	高等師範部および師範専修科の修身法制経済科を修身公民科と改称
1937(昭12). 4～ 1943(昭18). 3	高等師範部③ 修身公民科(第1部・第2部) 国語漢文科・地理歴史科 英語科 師範専修科① 修身公民科・国語漢文科 地理歴史科・英語科	修身公民科に第1部(昼間部)を設置

注) 1. 『日本大学百年史』第1・2巻、各年の『法政新誌』、『日本法政新誌』、『法律学研究』より作成。
2. 無試験検定を許可された学科に限る。
3. 学科名中の①、③は修業年限を示す。

↓三九〇人、地理歴史科一五〇人↓三〇〇人、英語科一五〇人↓三〇〇人とする学生定員の変更を行った¹¹⁾。

一九三〇年二月、師範研究科を「師範専修科」と改称した。師範研究科は、無試験検定の不合格者をさらに一カ年勉強させて再出願の機会を与えるものであったが、これに対して文部省から「三カ年の学科課程を履修してさらに学術を深めることが目的ではなく、学力不十分な不合格者を専修させるのを目的としているのであるから、『研究科』を『専修科』と改称するように指示があった¹²⁾」ため、変更することになったという。また、これまで修身法制経済科のみにあつた専修科を国語漢文科、地理歴史科、英語科の学科についても設ける計画を立て、これら専修科にも無試験検定が許可された。

一九三四（昭和九）年四月、修身法制経済科を「修身公民科」と改称した。三一年の中等学校の学科課程の改正に対応して、翌年八月三〇日、文部省令第一五号をもって「教員検定ニ関スル規程」が改正（タイトルも「師範学校中学校高等学校教員検定規程」と改称）され、「検定ヲ為スヘキ学科目」のうち「法制及経済」が廃止され「公民科」が設けられることになった。そこで日本大学では学科名を改称するとともに「法制及経済」に代わる「公民科」の無試験検定を申請し、これに対し三五年三月以降の卒業者について「修身」と「公民科」の免許状が許可（三五年三月二七日付）された。

一九三七年四月、修身公民科に昼間授業を行う第一部を設置した¹³⁾。夜間授業は、日本大学、そして高等師範部の大きな特色であった。日本大学では、一九二〇年九月頃から学部において夜間と昼間

の両方の授業が開講されており、二九年度になると学部と予科の昼間・夜間の学生定員を明確に区別し、昼間授業を第一講座、夜間授業を第二講座と称していた（専門部は昼間部を甲部、夜間部を乙部と称した）。さらに一九三三年度に、大学当局は経済的基礎が確立（学生数の増加）したことを背景に、三八年度より学部における夜間授業（第二講座）を廃止し、夜間授業は実教育の徹底を期する専門部を中心に行うと発表した。「学問の蘊奥を究める」という学部教育の目的を達成するという理由からである。このような趨勢のなかで高等師範部では、一九三七年から夜間とともに昼間授業を行うようになった¹⁴⁾。

次に、高等師範部以外の専門部、大学学部、予科の学科組織の変遷を概観したい。

表1(2)の専門部について、一九〇三（明治三六）年八月に大学組織となつて日本法律学校から日本大学へと名称変更すると、従来の「本科」を「専門部」と改称した。そして、法律科（一九〇四年九月開講）、商科（〇七年四月開講）、政治科（二一年四月開講）の三学科を設置した。無試験検定を許可されたのは、一九一七年四月に設置された宗教科のみであり、一九三六年六月二〇日に「修身」の免許状が許可された。なお、一九一七年以後専門部は、社会科学（一九二〇年四月設置）、歯科（二二年四月設置）、医学科、文科、経済科（以上、二五年四月設置）、工科（二九年四月設置）、芸術科、拓殖科（以上、三七年四月設置）と次々と学科を増設しその規模を拡大していくものの、これらの学科は無試験検定による中等教員養

表1 日本大学における中等教員養成システム 1901(明治34)年9月～1943(昭和18)年3月

(2) 専門部

学科組織変更年月	学 科 名	主な変更内容
1917(大6). 4～	専門部③ 宗教科	1936年6月20日「修身」について無試験検定許可

(3) 学部 「大学令」による

学科組織変更年月	学 科 名	主な変更内容
1920(大9). 4～	法文学部③ 法律科・政治科・宗教科・社会科 商学部③ 商科	翌1921年度に法文学部に美学科を設置
1923(大12). 4～	法文学部③ 法律学科・政治学科・宗教学科・社会学科 美学科 商学部③ 商業学科	学科名の「科」を「学科」に、「商科」を「商業学科」に改称
1924(大13). 4～	法文学部③ 法律学科・政治学科・宗教学科・社会学科 文学科 商学部③ 商業学科・経済学科	法文学部に文学科(1925年4月開講)、商学部を経済学科を設置
1928(昭3). 4～	法文学部③ 法律学科・政治学科・宗教学科・社会学科 文学科 商学部③ 商業学科・経済学科 工学部③ 土木工学科・建築工学科・機械工学科・電気工学科	工学部(4学科)を設置
1938(昭13). 4～	法文学部③ 法律学科・政治学科・宗教学科・社会学科 文学科 商学部③ 商業学科・経済学科 工学部③ 土木工学科・建築工学科・機械工学科・電気工学科 工業化学科	工学部に工業化学科を設置
1940(昭15). 4～ 1943(昭18). 3	法文学部③ 法律学科・政治経済学科・宗教学科・社会学科 文学科 商学部③ 商業学科・経済学科 工学部③ 土木工学科・建築工学科・機械工学科・電気工学科 工業化学科	法文学部の政治学科を政治経済学科と改称

注) 1. 『日本大学百年史』第1・2巻、各年の『法政新誌』、『日本法政新誌』、『法律学研究』より作成。
2. 無試験検定を許可・指定された学科に限る。 3. 学科名中の③は修業年限を示す。

成とは関係しなかった。

表1(3)の学部について、日本大学は一九二〇(大正九)年四月一日に「大学令」による設立を認可され、法文学部(法律科・政治科・宗教科・社会科)と商学部(商科)の二学部構成で出発し、翌年四月には法文学部に美学科を設置した。

一九二三年四月、両学部の「科」を「学科」に、商科を「商業学科」と改称し、同年四月五日付けで法文学部の法律学科および政治学科に「法制及経済」、宗教学科に「修身」、社会学科に「修身」と「法制及経済」の免許状が認められた。また、商学部の商業学科は「商業・簿記」と「法制及経済」の免許状が認められた。翌二四年四月には、商学部に経済学科を、法文学部の美学科を文学科と改称して七つの専攻を新たに設置(開講は一九二五年四月)した。二五年四月二四日付けで、文学科に「修身」「教育」「国語」「漢文」「英語」の免許状が認められ、経済学科には「法制及経済」(三〇年三月二九日付)、文学科のうち一九二九年四月に開講した史学専攻には「歴史」(三一年六月一六日付)の免許状が認められた。

一九二八(昭和三)年四月には、土木工学科・建築学科・機械工学科・電気工学科の四学科からなる工学部を設置した。これらについては三三年五月二四日付けで土木工学科と機械工学科に「数学」、建築学科に「西洋画及用器画」、電気工学科に「数学」と「物理」(「物理」は四三年四月一〇日付)の免許状が認められた。三八年四月、工学部に工業化学科が新設され、「化学」(四三年四月一〇日付)の免許状が認められた。四〇年四月には、法文学部の「政治学科」を「政

治経済学科」と改称した。

表1(4)の予科は、一九二〇年四月から開講した。二三年四月五日付けで「英語ヲ以テ入学シ主トシテ英語ヲ修メ其ノ成績優等ナル者ニ限ル」という条件で「英語」の免許状が認められた。翌二四年四月には、中学校四年修了者が進学する三年制の予科(第二大学予科)を設置した。さらに、二八年四月からは、工学部の予科として修業年二カ年の理科を設置し、理科の予科修了者については二九年一月一三日付けで「第二学年ニ於テ数学毎週六時間以上ヲ修メ且数学ノ成績優等ナル者ニ限ル」という条件で「数学」の免許状が認められた。さらに三九年四月からは工学部の予科として中学校四年修了者が進学する三年制の理科を設置した。

これまで述べてきた高等師範部、専門部、学部と予科の免許状学科目は、表2に一覧するとおりである。

高等師範部は、すべて文系の学科目である。英語科を除き二学科目以上の免許状の取得が可能であり、師範専修科も高等師範部と同様の免許状学科目である。専門部の場合は宗教科のみで、免許状学科目は「修身」である。学部は、構成学科の多様性を反映して免許状学科目は文系・理系の両方にわたり、複数の学部を持つ総合大学の特徴を表している。予科の場合は「英語」と「数学」である。

ところで、私立学校では教職教養といった専門教育、学生の教育実習は、どの程度行われていたのか。それが教員養成上における私学と高等師範学校との大きな違いとされる。これに関して、日本大学は実習校として数校の附属の中学校と商業学校を利用していった。

表1 日本大学における中等教員養成システム 1901(明治34)年9月～1943(昭和18)年3月

(4) 予科 「大学令」による

学科組織変更年月	学 科 名	主な変更内容
1920(大9). 4～	第1部(法文学部)② 第2部(商学部)②	予科は1920年4月開講 第1回卒業=1922(大11)年3月
1924(大13). 4～	第1大学予科② 第2大学予科③	3年制の予科(中学校4年修了者が進学)を設置し、2年制予科を第1大学予科、3年制予科を第2大学予科とする
1928(昭3). 4～	第1大学予科② 文科・理科 第2大学予科③ 文科	工学部の予科(理科)を設置
1938(昭13). 4～	第1高等学院②・③ 予科理科②	予科の文科を第1高等学院と改称
1939(昭14). 4～ 1943(昭18). 3	文科 第1大学予科② 第2大学予科③ 理科 第1大学予科② 第2大学予科③	第1高等学院の名称を廃止 予科理科に3年制の予科(中学校4年修了者が進学)を設置

注) 1. 『日本大学百年史』第1・2巻、各年の『法政新誌』、『日本法政新誌』、『法律学研究』より作成。
2. 無試験検定を指定された学科に限る。
3. 学科名中の②、③は修業年限を示す。

一九三五（昭和一〇）年度の高等師範部の『要覧』¹⁵⁾に示されている実習校は、左記の九校である。

日本大学中学校・同商業学校（東京市本所区横網町）、日本大学第二中学校・同第二商業学校（東京市杉並区天沼）、日本大学第三中学校・同第三商業学校（東京市赤坂区中町）、日本大学第四中学校・同第四商業学校（横浜市神奈川区子安町）、日本大学大阪中学校（大阪府河内郡弥刀村）

実習の期間や具体的な指導内容の詳細は不明であるが、一九三七年三月二〇日付けの『日本大学新聞』二七二号（高等師範部歴史は古く内容新し）の記事によれば、高等師範部の各科学生は学期ごとにこれら附属学校で「各々主任教授及び附属教授の補導の下に実地の研究教授に従事すること」になっていた。

四、免許状下付数の変遷

表1と表2で、高等師範部、専門部、学部および予科の学科組織と免許状学科目を概観した。では、無試験検定による免許状の下付数は、いったいどれくらいであったのか。その変遷を見ていきたい。

表3（1）は、高等師範部における一九〇三年度から三九年度までの卒業生に対する免許状の下付数とその割合を示したものである。なお、一九〇八年度から一五年度、一九二九年度から三一年度および一九三三・三四年度は、データがなく不明である。

第一回目の免許状は、一九〇三年度の卒業生四七人のうち三五人に下付された。以後、一九二〇年度まで二〇人前後で推移していた

表2 日本大学における中等教員無試験検定免許状学科目
1901(明治34)年9月～1943(昭和18)年4月

学 部	学 科	免 許 状 学 科 目
高等師範科 高等師範部	修身法制経済科 修身法制経済科 国語漢文科 地理歴史科 英語科 修身公民科	修身・法制及経済 修身・法制及経済 国語・漢文 歴史・地理 英語 修身・公民科
専門部	宗教科 乙（夜間）	修身
予科（「大学令」による）	文科 理科	英語・数学
学部（「大学令」による）		
法文学部	法律科、法律学科 政治科、政治学科、政治経済学科 宗教科、宗教学科 社会科、社会学科 文学科	法制及経済・公民科 法制及経済・公民科 修身 修身・法制及経済・公民科 修身・教育・国語・漢文・英語・歴史
商学部	商科、商業学科	商業・簿記・法制及経済・公民科
工学部	経済学科 土木工学科 建築学科 機械工学科 電気工学科 工業化学科	法制及経済・公民科 数学 西洋画及用器画 数学 数学・物理 化学
師範研究科	修身法制経済科	修身・法制及経済
師範専修科	修身法制経済科 国語漢文科 地理歴史科 英語科	修身・法制及経済 国語・漢文 歴史・地理 英語

『日本大学百年史』第1・2巻、各年の『法政新誌』、『日本法政新誌』より作成。

下付数が、二二年度から増加しはじめる。翌二三年度には八三人となり、二四年度一五七人、二五年度二二四人、二六年度二四四人と年々増加していき、二七年度には三四四人と一挙に増えている。これまで見てきた東洋大学専門部、國學院大學高等師範部、東京物理学校高等師範科と同じく、大正期末から昭和期にかけて卒業者数も免許状の下付数も急激に増加したことがわかる。下付率も一九二二年度以降、八〇%から九〇%以上という高い割合を示している。

学部は、表2で見たとおり多様な学科目の免許状が認められていたことがわかった。しかし、免許状下付数とその割合については、データが残っていないため実態は不明である。表3(2)の予科は、一九二一年度から二六年度までの下付数がわかり、二二年度以外はほぼ三〇人前後の下付数となっている。

専門部は、宗教科が「修身」の免許状を一九三六年三月以降の卒業生に対して許可された。三八年四月二八日、その免許状の授与が行われた。免許状を下付された者は一三人で、内訳は一九三五年の卒業者二人、三六年度の卒業者一人であった¹⁶⁾。その他の年度については不明である。

高等師範部では、文部省から無試験検定の可否結果と免許状が送付されてくると、免許状の伝達式を挙行していた。伝達式は、少なくとも一九二四年度以降の卒業者に対して行っている¹⁷⁾。三五年度を例にとると、合格者(免許状下付数)は二三五人(師範専修科を含む。表3(1)参照)であった。文部省から免許状が送付されたのは七月二〇日であり、大学側では直ちにすでに卒業している合

表3 日本大学における卒業者に対する免許状下付数および割合

(1) 高等師範部

年 度 卒 業 年 月	1903(明36) 1904.7	1904(明37) 1905.7	1905(明38) 1906.7	1906(明39) 1907.3	1907(明40) 1908.3	1908(明41) ~ 1915(大4)年度		1916(大5) 1917.3	1917(大6) 1918.3	1918(大7) 1919.3		
卒業生①	47	39	59	37	27	/		37	50	41		
出願者	—	—	—	—	14			—	—	—	—	
免許状下付数②	35	22	21	12	13			15	18	22	22	
②/①%	74.5	56.4	35.6	32.4	48.1			40.5	36	53.7		
年 度 卒 業 年 月	1919(大8) 1920.3	1920(大9) 1921.3	1921(大10) 1922.3	1922(大11) 1923.3	1923(大12) 1924.3	1924(大13) 1925.3	1925(大14) 1926.3	1926(大15) 1927.3	1927(昭2) 1928.3	1928(昭3) 1929.3		
卒業生①	37	31	57	61	92	192	248	268	355	358		
出願者	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
免許状下付数②	20	17	—	53	83	157 (含・師範 研究科16)	214 (含・師範 研究科14)	244 (含・師範 研究科30)	344 (含・師範 研究科24)	—		
②/①%	54.1	54.8	—	86.9	90.2	81.8	86.3	91	96.9	—		
年 度 卒 業 年 月	1929(昭4) ~ 1931(昭6)年度		1932(昭7) 1933.3	1933(昭8) ~ 1934(昭9)年度		1935(昭10) 1936.3	1936(昭11) 1937.3	1937(昭12) 1938.3	1938(昭13) 1939.3	1939(昭14) 1940.3		
卒業生①	/		—	/		264	294	239	213	181		
出願者			—			—	—	—	—	196	—	—
免許状下付数②			284 (含・師範 専修科26)			235 (含・師範 専修科18)	259 (含・師範 専修科13)	—	186	163	—	—
②/①%			88.1			89	88.1	87.3	90.1	90.1		

注) 1. 1923年度(1924.3卒)までは、卒業者数は修身法制経済科のみのもの。国語漢文科卒業者への免許状の下付は1924年度(1925.3卒)以後の卒業者が対象。
2. —は不明。

(2) 予科 (大学令による)

年 度 卒 業 年 月	1921(大10) 1922.3	1922(大11) 1923.3	1923(大12) 1924.3	1924(大13) 1925.3	1925(大14) 1926.3	1926(大15) 1927.3
免許状下付数	8	26	32	24	—	26

『法政新誌』、『日本法政新誌』、『日本大学新聞』、『学事統計綴(一)』(日本大学大学史編纂課所蔵)より作成。

格者に通知し、同月二七日の午後五時から大学の大讲堂を会場に式を行った。当日、参集した卒業者は一五〇人で、そのほかに関係教職員らが参列した。式次第は教務主任の経過報告、修身公民科長による免許状の伝達ならびに訓示、高等師範部の教授二人と高等師範部の校友会である不挟会理事長の祝辞、最後に卒業者の代表による謝辞で閉会するものであった¹⁸⁾。

ところで、高等師範学校では卒業と同時に免許状がもらえるのに対して、私学ではこのように免許状が卒業後数カ月を経て下付されるため、卒業者は「免許状取得見込み」で就職活動を行わなければならなかった。西山哲治（東洋大学教授・帝国小学校長）は、一九二八年一月の『教育時論』で、文部省に私学卒業者にも免許状を三月末または四月に下付するように善処を求めている¹⁹⁾。

私立大学の学生が連年訴ふる声であるが、私立大学卒業生に中等教員免許状を下附するについて三月に卒業試験をなし、文部省へ進達し、九月頃やつと免許状を貰ふといふのでは半年遅きために一年就職が遅れるといふ困難を嘗めねばならぬといふのである。

官立の学校で三月廿日頃卒業証書と同時に免許状を添えて貰ふのは特典以上の特典であるといふのである。私学では卒業して履歴書を書いても「某々学科の免許状受領の見込」としか書けない。成績如何によつて此の見込が外れることもある。中等学校で⁽⁴⁾右資格者でなくてはといふところへは就職が出来ない。つまり半歳免許状が遅いために学年の移動期を待つべく一年を

棒にふらねばならぬといふ次第である。

これを卒業生に限り一月に卒業試験をしてやつて、二三月は授業を受けさせる。然して免許状は三月末又は四月に下附するやうにしてやつてはどう。私等のうちにも五月頃免許状を下附されたと云ふもあり、九月、十月になるところもあるといはれる。かうした方面のことも大いに考へてやつてほしいものである。同じ与へるものならば三四ヶ月早く与へて一年遊ばせることのないやうにしてやつてほしいものである。此点文部当局にお願いして置く。

五、高等師範部の夏期講習会および不挟会の活動

高等師範部は、一九〇一（明治三四）年九月の開設以降、どのような活動を展開していったのか。まず、設置二年後の一九〇三年に夏期講習会を開始した。これは、第六回（一九〇八年）まで毎年開催されていた²⁰⁾。例年八月二、三日頃から二〇日前後までを講習日とし、主に中等教員を対象として法制経済および倫理等の講習を行うものであった。会場は日本大学で、受講者数はその年によって一定しないが、一五〇人前後から多いときには三〇〇人以上を集めている。

一九〇七年に開催された第五回講習会を例にとると、期間は八月二日から二〇日までであり、講習内容は法制経済科と倫理教育科であった。両方を受講した場合の講習料は四円、どちらか一方の場合には二円五〇銭であった。講習科目と担任講師は次のとおりで、主に

日本大学の高等師範部で教鞭を執っている教員が講師となつていた²¹。教育・大瀬甚太郎（東京高等師範学校教授 文学士）、倫理・中島徳蔵（日本大学講師）、憲法及行政法・清水澄（行政裁判所評定官兼学習院教授 法学博士）、民法・横田秀雄（大審院判事 法学士）、刑法・牧野英一（東京地方裁判所検事 東京帝国大学法科大学講師 法学士）、商法・片山義勝（農商務省参事官 法学士）、国際法・中村進午（東京高等商業学校教授 日本大学理事 法学博士）、法律学綱領・戸水寛人（東京帝国大学法科大学教授 日本大学理事 法学博士）、経済学・中島信虎（東京高等師範学校教授）。

長期間の講習であるため、大学側では参加者に通学の便のある場所に寄宿所を斡旋したり、申し込みがあり次第、汽車・汽船の割引券を交付するなどの配慮を行っている。

一九二五（大正一四）年八月からは、「不挟会」主催による公民教育の夏期講習会が始められた。不挟会とは、一九〇七年に「同窓の気脈を通じ親睦を図る」²²ことを目的に発足した組織で、構成員は高等師範部の卒業者と在学生であった。この公民教育の講習会は、二五年五月五日の衆議院議員の普通選挙法公布を契機とするものであった。普通選挙法の「運用に就ては国民一般に相当の準備と理解がなければなら」ず「正に国民的自覚の要なるに感じ」²³開催されることになったもので、期間は八月五日から一〇日までの六日間であった。『日本大学新聞』の六二二号は、第一回の講習会が大盛況のうちに終了したことを「全国の先生も学生も労働者もお役人も一堂に会した公民教育 不挟会主催の夏季講習会」のタイトルで

次のように報じている²⁴。

主催者側の期待した通り、全国各府県から派遣された聴講生を初め軍人、教師、官吏、会社員、学生等あらゆる階級の人々があつまり中にはわざわざ九州、北海道あたりから、時代的に目醒めやうとする人々が多数参加したのには、さすが新時代を思はせるものがあらう、因に今回の講習生の総員は二百五十四名で、今期を通して出席率も甚だ良く諸講師の講演も内容、論述共に充実し、聴講生も熱心であった、

最終日には修了証書の授与式が行われ、式後には懇親会も催されている。この公民教育に関する夏期講習会はほぼ例年実施されていたもようので、一九三七（昭和一二）年の七月二四日から二八日まで五日間にわたって開催された第九回目の講演会では、一四〇人の受講者を数えている²⁵。一九二五年一月に、大学の事務組織の一つとして校友課が設置されたが、不挟会も事業の一つとして卒業生の就職斡旋に努力するなど、高等師範部の校友会、支援団体としてさまざまな活動を行った²⁶。

六、高等師範部および学部卒業者の就職状況

表3（一）で高等師範部卒業者に対する免許状下付数と割合について、その実態が明らかとなった。それでは、就職の状況はどのようなものであったのだろうか。

表4は、一九一八年度から三六年度までの高等師範部卒業者の就職状況を見たものである（二二年度はデータがなく不明）。全体を

表4 日本大学 高等師範部卒業者の就職状況
1918(大正7)年度～1936(昭和11)年度

年 度 卒 業 年 月	1918(大7) 1919.3	1919(大8) 1920.3	1920(大9) 1921.3	1921(大10) 1922.3	1922(大11) 1923.3	1923(大12) 1924.3	1924(大13) 1925.3	1925(大14) 1926.3	1926(大15) 1927.3	1927(昭2) 1928.3
教 育 従 事 者	27(65.9)	3(17.6)	29(100)		70(70.7)	97(74.0)	119(67.6)	201(85.9)	134(79.8)	179(68.8)
官 吏 公 吏 等	8(19.5)				12(12.1)	11(8.4)	26(14.8)	4(1.7)		5(1.9)
実 業 従 事 者	1(2.4)				1(1.0)	1(0.8)	3(1.7)	1(0.4)		2(0.8)
学 術 研 究 者	4(9.8)							2(0.9)		
雑 誌 また は 新 聞 記 者									2(1.2)	
宗 教 従 事 者					1(1.0)					
弁 護 士										1(0.4)
そ の 他 ・ 不 詳 ・ 死 亡	1(2.4)	14(82.4)			15(15.2)	22(16.8)	28(15.9)	26(11.1)	32(19.0)	73(28.1)
計	41	17	29	—	99	131	176	234	168	260
年 度 卒 業 年 月	1928(昭3) 1929.3	1929(昭4) 1930.3	1930(昭5) 1931.3	1931(昭6) 1932.3	1932(昭7) 1933.3	1933(昭8) 1934.3	1934(昭9) 1935.3	1935(昭10) 1936.3	1936(昭11) 1937.3	
教 育 従 事 者	100(36.8)	92(35.4)	110(40.1)	96(40.4)	98(35.1)	97(42.3)	92(40.7)	118(52.9)	142(54.0)	
官 吏 公 吏 等	20(7.3)	26(10.0)	24(8.8)	31(13.0)	37(13.3)	37(16.2)	40(17.7)	46(20.6)	29(11.0)	
実 業 従 事 者		4(1.5)	3(1.1)	10(4.2)	5(1.8)	50(21.8)	29(12.8)	49(22.0)	34(12.9)	
学 術 研 究 者	22(8.1)	20(7.7)	21(7.7)	21(8.8)	6(2.2)	8(3.5)	25(11.1)	3(1.3)		
雑 誌 また は 新 聞 記 者	5(1.8)	7(2.7)	3(1.1)	4(1.7)	4(1.4)					
宗 教 従 事 者										
弁 護 士										
そ の 他 ・ 不 詳 ・ 死 亡	125(46.0)	111(42.7)	113(41.2)	76(31.9)	129(46.2)	37(16.2)	40(17.7)	7(3.2)	58(22.1)	
計	272	260	274	238	279	229	226	223	263	

注) 1. 各年の『東京府統計書』より作成。
2. 表中()内の数字は、%を示す。

通して就職に占める人数・割合が最も大きいのは「教育従事者」である。中等教員の養成を目的としている高等師範部では当然といえる。特に、一九二二年度から二七年度は七〇%近くから八〇%以上を占めており、卒業者の多くは教育関係に従事していた。しかし、二八年度以降になるとその割合は、四〇%からそれ以下へと一挙に低くなる。「その他・不詳・死亡」の割合も大きくなっていくことから、この時期以降の中等教員の需要低下を含めた就職難の状況を見る事ができる。免許状の取得が即中等学校への就職を保証するものでない上に、需要を供給が大幅にオーバーする場合、就職活動は困難を極めることになる。一九二九年三月卒業の中等教員希望者の就職状況は、次のとおりであった。

就職難のなかつた平和な中等教員の口も本年は非常な洪水状態を呈し先優特権者たる高等師範、臨時教員養成所出身者が就職した残りの空席は千有余に過ぎないので、之れを二百五十余の大学専門学校卒業者が狙つてゐるので競争激甚を極めて居る、文部省は之れが緩和策を講ずる必要に迫られ本年より臨時教員養成所の十一学科を半減して卒業人員の減少を計る事になつた。⁽²⁷⁾

さらに、翌年三月卒業者の場合には、中等教員過剰のため今年各高等師範学校を卒業する者が漸くこの程になつて所属校の決定を見た程で全国各地の臨時教員養成所を修了した者などはけ口は殆どなく今春修了した約六百名中兵役関係の約半数を除いて採用済みのものは僅に百名内

外に過ぎず、他の二百名は全然当もない有様である、殊に国漢、英語等の教員はありあまる程で、文部省では、昨年も臨時教員養成所の募集人員を減じたが今年は更に昨年より百三十名を減じ僅に二百名を募集することに決し近く官報に告示される……²⁸⁾

中等教員の就職に関しては、高等師範学校と臨時教員養成所の卒業者は「先優特権者」であり、基本的に学校で面倒を見てくれる。しかし、それでも就職口がなかなか見つからないという状況下では、官公私立大学、私立大学附属の高等師範部卒業者の就職は、より一層厳しいものとならざるを得ない。一九二八年度から三二年度頃の「教育従事者」の低い割合は、このような状況を表すものである。三三年度以降になると「教育従事者」の割合はやや持ち直していき、三五年度頃には深刻な状況はとりあえず脱して、その割合は五〇%以上となる。

なお、表4は一九三六年度までの卒業者の就職状況を示したものであるが、これ以降就職への就職状況がさらに良好となった。一九三九年七月九日に開催された不扶会の春季総会で、佐々木副会長は新卒業生と新入学生に対して次のように述べている。²⁹⁾

本年の卒業生の如きは就職率もよく需要に応じ切れないといふ状態であります。こゝに一言申し上げて置きたいことは、就職希望者は履歷書をよこして置くこと。でないと折角よいことがあつてもうまく行かない。……斯ういふ訳で連絡をとつて置かない為に好機を逸することになるので、これは甚だ遺憾なこ

とと思ひます。……今例にあげたやうに殆ど毎日のやうに就職の申込みが来てゐる。そういふよい時期に入つて来たのだから。卒業迄頑張らなくてはなりませんよ。

また、一九三三年度頃から「官吏公吏等」のほかに「実業従事者」など実業関係の仕事に就く者も増加している。この方面での人材需要の拡大を示すものであり、軍需産業を中心に活発化した経済の影響が高等師範部卒業者の就職にも及んでいると考えられる。

学部については、免許状下付数と割合は明らかにできなかったが、教育方面への就職状況はどうだったのか。

表5は、一九二三年度から三九年度までの学部卒業者の就職状況を示したものである。

「学校職員」を見ると、人数は年度によってかなり差があるが、割合はほぼ一定している。高等師範部と比較するとその割合は低いものの、平均すると毎年度、一割強の卒業者が教育関係に就職しており、年度による大きな割合の変化がない。高等師範部では一九三三年度から「教育従事者」の就職状況の好転が見られるが、学部における「学校職員」就職者数も一九三六年度には一一一人を数え、「銀行・会社員」に次ぐ人数となっている。とはいえ、全体を通した割合では教員需給や不況にそれほど影響を受けていない点等特色として指摘できる。なお、人数・割合の最も多い就職先は「銀行・会社員」であり、一九三三年度から翌年度にはその人数が一六九人から二九三人と急激に増え、他の就職先に対して圧倒的多数を占めるようになった。さらに、三二年度以降には、それまで見

表5 日本大学 学部卒業者の就職状況
1923(大正12)年度～1939(昭和14)年度

年 度 卒 業 年 月	1923(大12) 1924.3	1924(大13) 1925.3	1925(大14) 1926.3	1926(大15) 1927.3	1927(昭2) 1928.3	1928(昭3) 1929.3	1929(昭4) 1930.3	1930(昭5) 1931.3	1931(昭6) 1932.3
学 校 職 員	11(12.5)	9(5.6)	15(7.9)	35(16.4)	31(14.0)	43(16.0)	39(12.5)	41(11.2)	40(11.2)
銀 行・会 社 員	12(13.6)	15(9.2)	18(9.4)	54(25.2)	25(11.3)	27(10.1)	32(10.3)	26(7.1)	45(12.6)
行 政 官 吏	50(56.8)	10(6.2)	9(4.7)	22(10.3)	16(7.2)	21(7.8)	19(6.1)	22(6.0)	21(5.9)
司 法 官 吏	1(1.1)	1(0.6)	2(1.0)	4(1.9)	6(2.7)	7(2.6)	8(2.6)	5(1.4)	4(1.1)
技 術 官 吏						8(3.0)			
公 吏	1(1.1)	1(0.6)	4(2.1)	25(11.7)	18(8.2)	30(11.2)	31(10.0)	25(6.8)	23(6.5)
実 業 従 事 者					*1 70(31.6)	78(29.1)	45(14.5)	66(18.0)	71(19.9)
新 聞・雑 誌 記 者	2(2.3)	3(1.8)	2(1.0)	4(1.9)	5(2.3)	12(4.5)	13(4.2)	21(5.8)	16(4.5)
弁 護 士・弁 理 士・計 理 士		3(1.8)	3(1.6)	5(2.3)	7(3.2)	6(2.2)	16(5.1)	10(2.7)	14(3.9)
神 職 または 宗 教 家									
そ の 他 の 業 務 者	5(5.7)	1(0.6)	22(11.5)			2(0.8)	3(1.0)	2(0.6)	2(0.6)
学 術 研 究 者					2(0.9)				
大 学 院 または 研 究 科 学 生			11(5.8)	17(7.9)	22(10.0)	13(4.9)	11(3.5)	10(2.7)	7(2.0)
他 学 部 学 生				3(1.4)	8(3.6)		5(1.6)	10(2.7)	7(2.0)
外 国 留 学 者	2(2.3)		1(0.5)	2(0.9)					
陸 軍 幹 部 候 補 生 およ び 兵 役		3(1.8)	4(2.1)	7(3.3)	11(5.0)				
職 業 未 定 または 不 詳・死 亡	4(4.6)	117(71.8)	100(52.4)	36(16.8)		21(7.8)	89(28.6)	128(35.0)	106(29.8)
計	88	163	191	214	221	268	311	366	356

年 度 卒 業 年 月	1932(昭7) 1933.3	1933(昭8) 1934.3	1934(昭9) 1935.3	1935(昭10) 1936.3	1936(昭11) 1937.3	1937(昭12) 1938.3	1938(昭13) 1939.3	1939(昭14) 1940.3
学 校 職 員	43(7.3)	70(11.6)	84(9.3)	85(11.9)	111(16.4)	92(13.1)	71(12.1)	*2 40(7.8)
銀 行・会 社 員	136(23.1)	169(28.0)	293(32.5)	268(37.4)	282(41.5)	347(49.3)	279(47.3)	224(43.7)
行 政 官 吏	22(3.7)	20(3.3)	53(5.9)	91(12.7)	48(7.1)	56(7.9)	28(4.8)	21(4.1)
司 法 官 吏	2(0.3)	2(0.3)	2(0.2)	1(0.1)	6(0.9)	11(1.6)	2(0.3)	2(0.4)
技 術 官 吏	51(8.7)	52(8.6)	77(8.5)	45(6.3)	55(8.1)	50(7.1)	58(9.8)	77(15.0)
公 吏	29(4.9)	31(5.1)	50(5.5)	45(6.3)	88(13.0)	67(9.5)	50(8.5)	
実 業 従 事 者	11(1.9)	83(13.8)	78(8.6)	72(10.0)	13(1.9)	10(1.4)	61(10.3)	
新 聞・雑 誌 記 者	12(2.0)	4(0.7)	2(0.2)	2(0.3)		3(0.4)	19(3.2)	
弁 護 士・弁 理 士・計 理 士	13(2.2)	9(1.5)	6(0.7)	4(0.6)	5(0.7)	5(0.7)	2(0.3)	3(0.6)
神 職 または 宗 教 家					3(0.4)	4(0.6)	3(0.5)	
そ の 他 の 業 務 者	2(0.3)	2(0.3)			20(2.9)			92(18.0)
学 術 研 究 者			88(9.8)	15(2.1)				
大 学 院 または 研 究 科 学 生	4(0.7)		6(0.7)	7(1.0)	6(0.9)	2(0.3)		1(0.2)
他 学 部 学 生	3(0.5)	17(2.8)	2(0.2)		2(0.3)			10(2.0)
外 国 留 学 者				1(0.1)				
陸 軍 幹 部 候 補 生 およ び 兵 役						2(0.3)		
職 業 未 定 または 不 詳・死 亡	262(44.4)	145(24.0)	162(17.9)	80(11.2)	40(5.9)	55(7.8)	17(2.9)	42(8.2)
計	590	604	903	716	679	704	590	512

注) 1. 各年の「文部省年報」より作成。
2. 表中()内の数字は、%を示す。
3. 就職種別の中で、*1は「自営」、*2は「学校および図書館職員」を表す。

られなかった「技術官吏」となる者が現れる。この学部における就職状況は、当時の経済状況をそのまま反映したものといえる。日本大学では、学部にて工学部を、専門部に工科を設置していた。軍需景気の影響により、日本大学でも一九三四年前後からこれら理工学系の卒業生を中心に就職状況は好調を呈することになる⁽³⁰⁾。

おわりに

本稿では、私学における中等教員養成の実態を日本大学の高等師範部と学部を対象に考察してきた。

日本大学が高等師範部の設置を認可され無試験検定を許可されたのは、一九〇一（明治三四）年一月二十九日である。これ以降高等師範部では学科を増設していき、それに伴って免許状学科目を拡充していった。また、無試験検定の不合格者を対象とした教員養成対策として、師範研究科（一九一〇年四月）や専修科（三〇年四月）を設置した。また、特色として挙げられるのは夜間授業制であったことで、一九三七（昭和一二）年度に昼間部を併設するまで働きながら学ぶ「苦学生」の占める割合が大きかった。免許状下付数の変更を見ると、これまで考察してきた東洋大学、國學院大學、東京物理学校と同様に、大正期末から昭和期にかけて大幅な増加があった。この期間に下付された免許状の割合も高い値を示していることがわかった。

高等師範部では、設置当初から大学外部に向けて長期間にわたる夏期講習会を開催していた。一九〇七年に結成された卒業生と在学

生を構成員とする不扶会も公民教育の講習会を開催したり、就職斡旋に力を尽くした。就職状況については、高等師範部卒業生の「教育従事者」は、人数・割合ともに一九二〇年代の大正期末から昭和期にかけて好調であった。しかし、一九二九（昭和四）年から三三（昭和八）年までは厳しい就職難に見舞われた。この期間は中等教員の「供給過剰」に当たり、就職口が保証されている高等師範学校や臨時教員養成所の卒業生以外がその残りの枠を取り合うかたちとなった。その後、一九三五年度頃から教育関係への就職は回復傾向を見せ、三八年度ではかなり良好となったことがわかった。

学部では、学部と学科数を反映して多様な学科目の免許状が認められていた。しかし、免許状下付数はデータが残っておらず、実態を把握することができなかった。就職状況について見ると「学校職員」の割合は、毎年度ほぼ同じ一割強であった。高等師範部と比較して高いとはいえないものの、教員の需給や好不況にあまり左右されることなく一定の割合を維持して教員を輩出し続けていた。

以上、日本大学における中等教員養成について考察した。今後は、早稲田大学を取り上げたいと考えている。早稲田大学は、どのような方針のもとに教員養成を行い、私学における中等教員養成の意義をどのように考えていたのか。加えて、日本大学で充分にできなかった学部における免許状下付数などの実態を明らかにすることを課題としたい。こうした私学における中等教員養成の実態を明らかにすることが、さらに広く大学史・高等教育史の視点による近代日本社会に果たした私学の役割解明への一助につながるものと考え

- (15) 前掲注(10) 一一―一二頁。
- (16) 「宗教科卒業生へ中教免許状授与」『日本大学新聞』二九七号、一九三八年五月五日。
- (17) 「教員免許状受領者」『日本法政新誌』二二卷八号、一九二五年八月一日。
- (18) 「都下筆頭の成績で二三五名の合格者 高師部卒業生の中等教員検定」『日本大学新聞』二六三号、一九三六年九月二七日。翌年度も同様の次第で行っている(『同』二八三号、一九三七年一〇月五日)。
- (19) 「昭和二年の教育界を顧て」『教育時論』一五三二号、一九二八年一月五日。
- (20) 『法政新誌』七卷八号、八卷八号。『日本法政新誌』九卷九号、一〇卷六号、一一卷八号、一二卷七号。
- (21) 「夏期講習会」『日本法政新誌』一一卷八号、一九〇七年八月一日。
- (22) 『日本法政新誌』一二卷一号、一九〇八年一月一日。
- (23) 「期待さるゝ公民教育夏季講習会 不挟会の熱と力で」『日本大学新聞』六〇号、一九二五年七月五日。
- (24) 『日本大学新聞』六二号、一九二五年八月二〇日。
- (25) 「不挟会夏期講習」『日本大学新聞』二七九号、一九三七年八月二〇日。
- (26) 前掲注(10)の『要覧』(四三―四四頁)によれば、一九三五年度までで不挟会の会員は「四千有余名」を数え、会員の向上親睦を図るため行っている事業として次の八つを挙げてい

る。定期総会(春秋二回)、夏期講習会(毎年一回)、会報発行(毎年二回)、名簿発行(毎年一回)、各科研究会(毎年一回)、吟詠部(毎月二回)、書道部(毎月四回)、就職斡旋。

- (27) 「教員に就職難」『教育時論』一五七四号、一九二九年三月五日。
- (28) 「有りあまる国漢英語の教師」『教育時論』一六一四号、一九三〇年四月一日。
- (29) 『日本大学不挟会会報』三三三号、一三頁、一九三九年一月二六日。前掲、小松修氏の提供による。
- (30) 『日本大学新聞』一二〇号(一九三四年三月一〇日)、二五三三号(一九三六年三月二〇日)、二六七号(一九三六年二月二〇日)など。
(とよだ のりこ 東洋大学校友会)